

議案第 5 4 号

大野市文化財保存活用検討ワーキンググループ設置要綱の制定について

令和元年 1 2 月 2 6 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

文化財保存活用地域計画の策定にあたり、文化財の保存活用の方針及び措置の検討に必要なワーキンググループを設置するために必要な事項を定める

庁中一般
各出先機関

大野市文化財保存活用検討ワーキンググループ設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市文化財保存活用検討ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 大野市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の策定に必要な文化財の保存活用の方針及び措置について検討するため、大野市文化財保存活用検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域計画の策定に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる課の職員の中から教育委員会が任命する。

- (1) 企画総務部政策局総合政策課
- (2) 企画総務部総務課
- (3) 産経建設部商工観光振興課
- (4) 産経建設部建築営繕課
- (5) 教育委員会事務局教育総務課
- (6) 教育委員会事務局生涯学習課

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、任命の日から所掌事務終了の日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 ワーキンググループに委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、ワーキンググループを統括し、会議の議長を務める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ワーキンググループの会議は、委員長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。